

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
庁舎管理事業	総務管財課	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	78,677	509	79,186					509
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 市役所本庁舎内非常通報装置の設置(5か所)とその保守管理業務委託を実施する。 なお、非常通報装置とは、緊急事案が発生した場合、設置した非常用ボタンを押すことで、装置が作動して直ちに警察の110番指令室につながり、通報場所・所在地、事件の発生を自動的に通報する装置である。			補正の理由 市民及び窓口職場における職員の安全確保、市有財産の保全を図る一つ的手段として、非常通報装置の設置は有効である。本年7月12日、宝塚市役所1階市税収納課で火炎瓶による放火事件が発生したことを受け、早急な非常通報装置の設置が求められるため、補正予算により対応するもの。			補正額の特定財源の内訳						
(2)事業の必要性 市民及び窓口職場における職員の安全確保、市有財産の保全を図るためには、非常通報装置の設置は有効な手段であり、早急な設置が必要である。			内容 非常通報装置設置 一式 473,497円 非常通報装置保守業務委託料 34,650円 (=@5,775円/月×6ヶ月)			財源	財源名	金額	区分	金額		
根拠法令									13 委託料 18 備品購入費	35 474		

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
土地開発公社解散・清算事業	財政課	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費		1,032,000	1,032,000			1,032,000		
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 土地開発公社について存廃を含めた検討を行った結果、土地開発公社の必要性や存在意義は大きく薄れており、その債務を解消したうえで解散することが、市財政の将来的な負担軽減及び健全化にとって得策であると判断したため、土地開発公社を解散しようとするものである。			補正の理由 土地開発公社の解散について市議会6月定例会で議決されたため、土地開発公社の解散に伴い必要となる経費について予算を計上するもの。			補正額の特定財源の内訳						
(2)事業の必要性 土地開発公社の経営状況は、借入金に係る利息が累増していく状況にあり、土地開発公社を存続させることは将来的な市民負担に繋がるため、第三セクター等改革推進債を活用して債務を解消し、土地開発公社を解散する方が得策であると判断した。			内容 債務保証に基づく代位弁済額 1,032,000千円			財源	財源名	金額	区分	金額		
根拠法令			公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年六月十五日法律第六十六号)			地方債	第三セクター等改革推進債	1,032,000	22 補償補填及び賠償金	1,032,000		

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
市民活動推進事業	市民自治推進課	2 総務費	1 総務管理費	9 企画費		382	382					382
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 とっとり県民活動活性化センターの一般財団法人化にあたり、鳥取県、市町村から出えんするもの。			補正の理由 一般財団法人化に必要な基本財産を出えん(鳥取県300万円、県内市町村は150万円を人口按分した額)するものであり、年内の設立予定であることから、9月補正予算に計上するもの。			財源				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 本市では、米子市自治基本条例を制定し、市民の主体的なまちづくりを推進していくこととしている。とっとり県民活動活性化センターは、中部の事務局のほか、東・西部に支部を設け、県域でのNPO法人やボランティア団体間のネットワーク形成や団体の活動基盤強化の支援を行うものであり、鳥取県、他市町村と連携し、その活動を推進していく必要がある。						財源名				金額	区分	金額
根拠法令											24 投資及び出資金	382

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
基幹業務再構築事業	情報政策課	2 総務費	1 総務管理費	9 企画費		16,160	16,160					16,160
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 基幹業務の電算システムを最新のパッケージシステムで再構築することにより、社会保障・税番号制度に対応するとともに、市民サービスの拡充、業務効率の向上、トータルコストの削減を図る。			補正の理由 社会保障・税番号制度の開始時期を考えると、本年度中にシステム再構築の準備を始める必要があるため予算を計上するもの。			財源				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 本市基幹業務システムは、導入以来28年間にわたって改修に改修を重ねており、システムが複雑化している。社会保障・税番号制度を始めとする大規模改修には耐えられなくなってきているため、システム全体を新しく構築し直す必要がある。						財源名				金額	区分	金額
根拠法令											13 委託料	16,160

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
住民税システム改修事業	市民税課	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	3,355	2,415	5,770					2,415
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳					節	
(1)事業の概要 住民税電算処理システムの改修			補正の理由 当初予算編成時は、住民税電算処理システムの改修内容が決定していないため金額を計上することが出来ず、この度改修内容が決定したため予算を補正するもの。			補正額の特定財源の内訳						
(2)事業の必要性 平成26年度当初賦課分の住民税の税制改正に対応するため、現在の住民税電算処理システムを改修する必要がある。			内容 住民税電算処理システム改修業務委託 一式 2,415千円			財源	財源名	金額	区分	金額		
									13 委託料	2,415		
根拠法令 地方税法、地方税法施行規則、市税条例等												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
滞納整理システム運用事業	収税課	2 総務費	2 徴税費	3 徴収費	8,619	735	9,354					735
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳					節	
(1)事業の概要 滞納整理システムの改修			補正の理由 市税延滞金の計算は、滞納整理システムの計算機能を利用しており、平成26年1月の地方税法の改正により延滞金の計算方法が変更されるため、システムの改修費用について予算を補正するもの。			補正額の特定財源の内訳						
(2)事業の必要性 税制改正により、延滞金の計算方法が変更されることに伴い、滞納整理システムの延滞金計算機能を改修する必要がある。			内容 滞納整理システム改修業務委託 735千円			財源	財源名	金額	区分	金額		
									13 委託料	735		
根拠法令 国税徴収法、国税通則法、地方税法												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
国保特別会計繰出金(人件費等)	保険年金課	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	337,436	735	338,171					735
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 滞納整理システムの改修			補正の理由 国民健康保険料延滞金の計算は、滞納整理システムの計算機能を利用しており、平成26年1月の地方税法の改正により延滞金の計算方法が変更されるため、システムの改修費用について予算を補正するもの。 内容 国民健康保険特別会計収納率向上特別対策事業 滞納整理システム改修業務委託 735千円			補正額の特定財源の内訳				節		
(2)事業の必要性 税制改正により、延滞金の計算方法が変更されることに伴い、滞納整理システムの延滞金計算機能を改修する必要がある。						財源	財源名	金額	区分	金額		
						28 繰出金	735					
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
生活保護受給者就労支援事業	福祉課	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	2,611	838	3,449		838			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施し、生活保護受給者の就労を支援する。			補正の理由 生活保護受給者の増加に伴う就労支援専門員の業務量の増大に対応するため、当該専門員を1名増員するための予算を補正するもの。 内容 非常勤職員報酬 賞与 社会保険料			補正額の特定財源の内訳				節		
(2)事業の必要性 就労支援専門員を配置することで、個別に手厚い就労支援を行うことができ、生活保護受給者の自立助長の充実・強化を図るため必要である。						財源	財源名	金額	区分	金額		
			県	離職者等生活困窮者支援事業補助金	838	1 報酬 4 共済費 8 報償費	688 110 40					
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
地域生活支援事業	障がい者支援課	3 民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	1,959	307	2,266	153	77			77
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 平成25年4月施行の障害者総合支援法に基づき、障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することで支援を行う。(法人後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保の体制整備のため、啓発推進研修の開催、制度普及のための広報作成や配布を行う。)			補正の理由 障がい者の家族会等から法人後見の必要性を訴える声があるが、現時点で法人後見人として活動している法人数は県西部地域では限られており(1団体)、この団体以外にも今後家族会等からNPO法人へ移行し法人後見を受諾できる体制づくりを早急に行う必要があるため、予算を補正するもの。			財源				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 障害者総合支援法により必須事業化されており、法人後見制度の定着や利用の拡大を図るために必要である。			内容 法人後見支援委託料 307千円 ※県西部9市町村共同実施			国庫				153	13 委託料	307
						県				77		
根拠法令			障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
介護保険事業特別会計繰出金	長寿社会課	3 民生費	1 社会福祉費	6 老人福祉費	1,677,122	2,268	1,679,390					2,268
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 介護保険事業特別会計に係る経費の内の市の負担分(下記のとおり)を一般会計から介護保険事業特別会計に繰出す。 ア 人件費・事務費の全額 イ 介護給付費及び地域支援事業費の内の介護予防事業分の12.5% ウ 地域支援事業費の内の包括的支援事業分及び任意事業分の19.75%			補正の理由 介護保険事業特別会計繰入金の変更にあわせて補正するもの。			財源				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 介護給付費等に対する繰出しの割合は、介護保険法第124条に基づき定められており、介護保険制度の維持に必要である。			内容 計画策定委員会等費(事務費)の増額 1,508千円 地域支援事業(介護予防事業)の増額 6,081千円×12.5%=760千円 合計 2,268千円								28 繰出金	2,268
根拠法令			介護保険法									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
認知症高齢者グループホーム整備事業	長寿社会課	3 民生費	1 社会福祉費	6 老人福祉費		15,000	15,000		15,000			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 第5期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で整備目標としている認知症高齢者グループホームの開設のために必要な費用の一部を補助する。			補正の理由 認知症高齢者グループホーム整備を行う事業所として公募選考した1事業所について、鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金を活用し、1ユニットを整備することが決定したため、予算を計上するもの。			財源 財源名 金額 区分 金額						
(2)事業の必要性 認知症の高齢者が、共同生活をしながら入浴、食事、機能訓練等の介護サービスの提供を受け、自立した生活を営むことを可能とする施設(グループホーム)を開設するための初期投資費用の補助であり、サービス提供のため必要である。			内容 @15,000千円×1施設 整備計画名 米子市加茂圏域施設整備計画			県 鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金 15,000 19 負担金補助及び交付金 15,000						
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
在宅医療普及推進事業	長寿社会課	3 民生費	1 社会福祉費	6 老人福祉費		2,050	2,050		2,050			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・福祉・保健にまたがる様々な支援を提供する必要がある。在宅医療や在宅看取りに関する意識啓発を西部医師会と協働して行う。			補正の理由 鳥取県医療審議会において、本事業が採択されたことを受け、予算を計上し対応するもの。			財源 財源名 金額 区分 金額						
(2)事業の必要性 高齢化が急速に進む中、地域のつながりの中で在宅のまま、かかりつけ医との適切な関係のもと、安心して暮らしていける社会を目指していく必要がある。市民を対象に啓発活動を行うことにより、在宅医療を含めた地域包括ケアを推進できる。			内容 報償費 講師謝金 旅費 講師旅費 需用費 消耗品費、印刷製本費 委託料 事業委託料			県 鳥取県地域医療再生基金事業補助金 2,050 8 報償費 330 9 旅費 140 11 需用費 480 13 委託料 1,100						
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
助産施設入所措置事業	こども未来課	3 民生費	2 児童福祉費	3 児童措置費	1,170	1,533	2,703	766	383			384
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 経済的状況により、病院での出産医療を受けることができず、また、自宅での出産が困難な妊婦を助産施設に入所させ、助産を受けさせるための費用の援助を行う。			補正の理由 今年度当初の見込みに対し、生活保護費受給中の妊婦の数が多く、今後助産施設利用者の増加が見込まれるため、予算を補正し対応するもの。			財源		財源名	金額	区分	金額	
(2)事業の必要性 経済的状況により、助産を受けられない妊産婦に対し、助産施設に入所させ助産を受けることにより、妊産婦及び乳児の心身の健康を確保することが可能となることから、児童福祉の向上のために必要である。			内容 当初予算見込み 3件 1,170千円 (390千円×3件) 執行済み 2件 753千円 今後執行見込み 5件(うち生活保護費受給中の妊婦5件) 1,950千円 (390千円×5件) 今回補正額 1,533千円			国	助産施設費負担金	766	13 委託料		1,533	
根拠法令						児童福祉法						

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
届出保育施設等運営助成事業	こども未来課	3 民生費	2 児童福祉費	3 児童措置費	1,275	6,780	8,055		6,780			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 入所児童数が6名以上あり、一定の要件を満たす届出保育施設等に対し補助金を交付する。さらに、低年齢児(0~2歳児)を受け入れている施設に関しては、年齢区分に応じて追加で補助金を交付する。			補正の理由 7月に県の届出保育施設等運営事業助成事業費補助金交付要綱が改正され、従来の補助金に加え、低年齢児を受け入れた施設に対して年齢区分に応じた額を交付することとなったため、予算を補正し対応するもの。			財源		財源名	金額	区分	金額	
(2)事業の必要性 4月当初には待機児童は存在しないが、年度中には低年齢児の待機児童が発生している。低年齢児に対する保育士の配置に関しては認可外保育施設基準により、乳児1:3、1・2歳児に関しては1:6と定められており、多くの保育士が必要となる。 よって、低年齢児を受け入れている届出保育施設に対して補助を行うことにより、待機児童の解消と保育の質の向上が可能となる。			内容 今回追加の補助金 (1)0歳児 10,000円×各月の初日現在の対象児童数 10,000円×48人×9ヶ月=4,320千円 (2)1,2歳児 5,000円×各月の初日現在の対象児童数 5,000円×53人×9ヶ月=2,385千円 (1)+(2)=6,705千円 従来の補助金の追加補正 定員数全て受け入れた場合、追加金額が発生する施設 75千円×1施設=75千円 今回補正額 6,705千円+75千円=6,780千円			県	届出保育施設等運営助成事業費補助金	6,780	19 負担金補助及び交付金		6,780	
根拠法令						米子市届出保育施設等運営費補助金交付要綱						

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源													
								特定財源																	
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他														
県営大淀地区畑地帯総合整備事業負担金	農林課	6 農林水産業費	1 農業費	4 農地費		8,750	8,750			3,500	5,250														
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節															
(1)事業の概要 国営総合農地開発事業により造成された下蚊屋ダムの農業用水を利用した営農を行うため、県営事業により米子市及び大山町の大山山麓地区に畑地かんがい施設を整備する。 県営事業実施に伴う市町村負担金を支出する。			補正の理由 県施行事業において、地元要望に基づき事業計画が見直されたため、予算を計上し対応するもの。			財源 財源名 金額 区分 金額																			
(2)事業の必要性 農業経営の効率化及び安定化が図られる。			内容 白浜地区農道舗装工事及び旧畑地かんがい施設撤去工事 喜多原地区畑地かんがい施設工事 稲吉農道復旧工事 石田地区協同給水栓設置工事 事業費 35,000千円 市・地元負担金(25%) 8,750千円			<table border="1"> <tr> <td>財源</td> <td>財源名</td> <td>金額</td> <td>区分</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>分担金</td> <td>土地改良事業費分担金</td> <td>5,250</td> <td>19 負担金補助及び交付金</td> <td>8,750</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>農業施設整備事業</td> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				財源	財源名	金額	区分	金額	分担金	土地改良事業費分担金	5,250	19 負担金補助及び交付金	8,750	地方債	農業施設整備事業	3,500			
財源	財源名	金額	区分	金額																					
分担金	土地改良事業費分担金	5,250	19 負担金補助及び交付金	8,750																					
地方債	農業施設整備事業	3,500																							
根拠法令	土地改良法第91条第2項及び第6項(県営土地改良事業の市町村負担)																								

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源								
								特定財源												
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他									
林業労働者福祉向上対策事業	農林課	6 農林水産業費	2 林業費	1 林業総務費	335	319	654		159			160								
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節										
(1)事業の概要 森林組合等が雇用する林業労働者に係る健康保険及び厚生年金の事業主負担に対して補助金を交付する。			補正の理由 2組合が各1名の新規雇用を行ったため、予算を補正し対応するもの。			財源 財源名 金額 区分 金額														
(2)事業の必要性 年々減少する林業労働者に歯止めをかけるため、雇用による事業主の負担を軽減することにより、林業労働者を雇用しやすい環境づくりを行う必要がある。			内容 健康保険及び厚生年金の事業主負担の1/2を補助する。 A組合 295,026円×1/2=147,513円 B組合 343,440円×1/2=171,719円(端数処理) 計 319,232円			<table border="1"> <tr> <td>財源</td> <td>財源名</td> <td>金額</td> <td>区分</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>林業労働者雇用条件改善事業費補助金</td> <td>159</td> <td>19 負担金補助及び交付金</td> <td>319</td> </tr> </table>				財源	財源名	金額	区分	金額	県	林業労働者雇用条件改善事業費補助金	159	19 負担金補助及び交付金	319	
財源	財源名	金額	区分	金額																
県	林業労働者雇用条件改善事業費補助金	159	19 負担金補助及び交付金	319																
根拠法令	鳥取県森林整備担い手育成対策事業費補助金交付要綱 米子市林業労働者雇用条件改善事業費補助金交付要綱																			

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
流通業務団地整備事業特別会計繰出金	経済戦略課	7 商工費	1 商工費	2 商工業振興費		3,200,000	3,200,000			3,100,000		100,000
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 流通業務団地整備事業経営健全化計画に基づき、平成22年度から平成25年度までの間、毎年度一般会計から繰入れを行い、流通業務団地整備事業特別会計の経営改善を図る。			補正の理由 流通業務団地整備事業経営健全化計画の最終年度である平成25年度に、一般会計から流通業務団地整備事業特別会計へ赤字相当額を繰入れするため、予算を計上するもの。			財源				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 平成25年度は、経営健全化計画の最終年度であり、当該計画により、本年度中に一般会計から流通業務団地整備事業特別会計へ繰入れ、特別会計を廃止することとしたため必要である。			内容 流通業務団地整備事業特別会計繰出金 3,200,000千円			地方債 第三セクター等改革推進債				3,100,000	28 繰出金	3,200,000
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
地域発ドラマによる米子活性化事業	観光課	7 商工費	1 商工費	3 観光費		1,500	1,500					1,500
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 今秋、本市中心市街地を舞台としたドラマがNHK鳥取放送局により制作され、26年1月に全国放送予定となっている。一般財団法人NHKサービスセンターが実施しているドラマゆかりの地の地域振興を目的とした「FMウォーク」を活用し、ミニFMによる放送を聞きながら番組の舞台地や本市観光名所を歩き、併せて出演者のトークショーを行う「FMウォークin米子」を開催する。			補正の理由 25年7月下旬にNHK鳥取放送局より、米子市を舞台としたBSプレミアム「鳥取発地域ドラマ」制作実施の報道発表が行われたことを機に、地域振興等を目的とし、本市の魅力を市内外に発信するイベント「FMウォーク」実施経費の一部について、予算を計上し対応するもの。			財源				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 本市とNHK鳥取放送局、一般財団法人NHKサービスセンターが共催し、JR西日本の特別協賛を得て、ドラマの舞台となる米子で、ドラマのロケの時期にあわせて本事業を展開することで、本市への新たな誘客や賑わいの創出を図り、同時に市民には米子の魅力を再発見してもらい地域活性化につなげる。			内容 地域ドラマ関連イベント「FMウォーク」負担金								19 負担金補助及び交付金	1,500
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源			
								特定財源							
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
市道安倍三柳線改良事業	土木課	8	土木費	2	道路橋りょう費	5	市町村道整備事業費		15,000	15,000	8,250		6,700		50
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節					
(1)事業の概要 本路線は、県道米子境港線と国道431号を結ぶ道路であり、県道米子境港線から市道外浜街道線までの区間は完成している。 残区間のうち市道外浜街道線から県道両三柳西福原線(外浜産業道路)までの間の整備を行うもの。			補正の理由 都市計画変更手続に着手することから事業化に必要な経費について予算措置を行うもの。			財源				金額	区分	金額			
(2)事業の必要性 本路線は、弓浜部の骨格道路と位置付けられている重要な道路であり、市街地へのアクセスを容易にし、交通渋滞の緩和を図るとともに、災害時の避難道としても必要性が増しており、早期に整備を行う必要がある。			内容 設計委託料 施工延長L=412m 15,000千円			国	社会資本整備総合交付金(土木課)	8,250	13	委託料	15,000				
						地方債	市町村道整備事業(土木課)	6,700							
根拠法令															

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源		
								特定財源						
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
市道外浜街道線改良事業	土木課	8	土木費	2	道路橋りょう費	6	基地周辺整備事業費		5,600	5,600	5,600			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節				
(1)事業の概要 本路線は、米子市と境港市を結ぶ重要な市道であり、通勤、通学及び生活道路として利用されている。 一部未整備箇所があることから、当該未整備箇所について整備を行うもの。			補正の理由 本路線は、一般県道大篠津停車場線と重複する区画があり、改良工事箇所について鳥取県と協議していたが、その協議が整い、施工区間が確定したことから、予算を計上し工事に着手するもの。			財源				金額	区分	金額		
(2)事業の必要性 歩行者及び自転車等交通弱者の安全を確保するため、未整備箇所の整備を行う必要がある。			内容 工事請負費 施工延長 L=74m 5,200千円 事務費 400千円			国	特定防衛施設周辺整備調整交付金(土木課)	5,600		2	給料	140		
										9	旅費	40		
										11	需用費	200		
										14	使用料及び賃借料	20		
										15	工事請負費	5,200		
根拠法令														

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
排水路維持補修事業	維持管理課	8 土木費	3 河川排水路費	2 排水路維持費	59,111	12,000	71,111			12,000		
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 近年のゲリラ豪雨等により大沢川周辺で、床下浸水等が多く発生していることから、緊急対策を行う。			補正の理由 堀川改修工事が完成するまで期間を要するため、早急に応急対策をする必要がある。			財源 地方債 排水路整備事業				金額 12,000	区分 15 工事請負費	金額 12,000
(2)事業の必要性 公共土木施設に係る災害は、市民生活及び道路交通への影響が大きいため、早急に緊急対策が必要である。			内容 工事請負費 大沢川浚渫 一式									
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
バリアフリー改修推進事業	建築指導課	8 土木費	4 都市計画費	3 建築指導費		10,000	10,000	5,000	2,500			2,500
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 既存の民間特定建築物(学校、集会所、店舗、事務所等多数の者が利用する建築物)についてバリアフリー整備に要する費用の1/2を補助する。			補正の理由 既存の民間特定建築物のバリアフリー整備を行うに当たり、国、県の補助制度を活用し、新たに事業を実施するもの。			財源 国 社会資本整備総合交付金 県 (建築指導課) 福祉のまちづくり推進事業費補助金				金額 5,000 2,500	区分 19 負担金補助及び交付金	金額 10,000
(2)事業の必要性 法の定めにより、市は、多数の者が利用する特定建築物について、誰もが安全で快適に利用できるようにするため、規模に応じて、出入口、エレベーター、トイレその他の構造等を法令の整備基準に適合させるよう指導、助言に努めている。しかし、既存の民間特定建築物については、新築建築物の整備と比較し、建築主の費用負担が過大になることから、整備が進んでいない。バリアフリー化を推進するため、助成により支援を行う。			内容 ・トイレ改修(補助対象事業費の上限:3,000千円) ・オストメイト対応設備の整備(補助対象事業費の上限:1,000千円) ・エレベーター設置(補助対象事業費の上限:20,000千円) ・増築を伴うエレベーター設置(補助対象事業費の上限:3,000千円) ・玄関の改修(補助対象事業費の上限:3,000千円)									
根拠法令			バリアフリー法、鳥取県福祉のまちづくり条例									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
事務局費事務費(学校教育課)	学校教育課	10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	2,917	13,227	16,144				13,227	
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 平成15年度に発生した学校内での事故についての賠償金。(体育の授業中に転倒し、負傷した児童に対するもの)			補正の理由 長期にわたり、数回の手術及びリハビリを行っていたが、症状が固定し、和解に向け、損害賠償金の給付が必要となったため予算を補正し対応するもの。			財源 諸収入		財源名	金額	区分	金額	
(2)事業の必要性 学校管理下にある授業中での事故であり、米子市が責任を負うべき事案である。			内容 賠償金 13,227千円			事故保険金			13,227	22 補償補填及び賠償金	13,227	
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
崎津小学校校舎屋上防水改修事業	教育総務課	10 教育費	2 小学校費	3 学校建設費		9,000	9,000			9,000		
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 崎津小学校校舎の屋上防水改修を実施する。			補正の理由 老朽化及び大雨等の影響により雨漏りが生じた崎津小学校について、児童の安全を確保し教育環境の改善を図るとともに施設の老朽化防止のため、早急に屋上防水改修を実施する必要が生じ、改修に要する経費を計上するもの。			財源 地方債		財源名	金額	区分	金額	
(2)事業の必要性 廊下等に雨漏りが生じたため、早急に児童の安全確保及び教育環境の改善を図る必要がある。			内容 崎津小学校校舎屋上防水改修工事 9,000千円			学校教育施設等整備事業			9,000	15 工事請負費	9,000	
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
保護文化財高田家住宅緊急防災・防犯対策事業	文化課	10 教育費	5 社会教育費	10 文化財保護費		1,336	1,336		593			743
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 県指定保護文化財の高田家住宅において、防火設備設置工事(放水銃、貯水槽、エンジンポンプの設置工事)を実施するにあたっての実施設計及び地質調査に対して、補助金を交付する。			補正の理由 鳥取県の指定文化財の防災対策に対する嵩上げ補助(従来50%→70%)が平成27年度で終了することに伴い、来年度以降の防災設備工事に係る実施設計を早急に行う必要があるため予算を計上し対応するもの。			財源	財源名	金額	区分	金額		
(2)事業の必要性 現在高田家住宅では、火元への消火設備として消火栓設備が設置されているが、飛び火(火の粉)に対する防火設備としては、不十分であるため、防火設備の強化を目的とした放水銃の設置が計画されている。火災発生の際に当該住宅を守るのみならず、近隣への被害を最小限に抑えるためにも有効な手段であり、本市としても支援する必要がある。			内容 実施設計及び地質調査に対する補助 2,968千円 2,968千円×45/100(市負担率)=1,336千円 ※上記金額のうち、鳥取県から20/100の補助があるため、実質的な市負担率は25/100となる。 (最終負担率 県70/100、市25/100、所有者5/100)			県	文化財保存整備事業補助金	593	19 負担金補助及び交付金	1,336		
根拠法令	文化財保護法、鳥取県文化財保護条例、米子市文化財保護条例											

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
災害復旧事業(道路)	土木課	13 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	24,200	10,200	34,400	6,803		3,300		97
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 平成25年7月15日の豪雨により、市道法面崩壊等の災害が発生した。 その被災道路の復旧工事を行うもの。			補正の理由 平成25年7月15日の豪雨による災害の復旧事業であり、当初予算編成時には想定していなかった復旧工事費が必要となったため予算を補正し対応するもの。			財源	財源名	金額	区分	金額		
(2)事業の必要性 公共土木施設の災害は、市民生活及び経済活動への影響が大きいため、被災施設を復旧する必要がある。			内容 復旧工事費 2箇所 10,200千円			国 地方債	公共土木施設災害復旧費負担金(土木課) 土木施設災害復旧事業	6,803 3,300	15 工事請負費	10,200		
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源			一般財源	
								国庫支出金	県支出金	地方債		その他
災害復旧事業(河川)	土木課	13 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	1 土木施設災 害復旧費	2,000	6,500	8,500			6,500		
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 平成25年7月15日の豪雨により、河川護岸に災害が発生した。 その被災河川の復旧工事を行うもの。			補正の理由 平成25年7月15日の豪雨による災害の復旧事業であり、当初予算編成時には想定していなかった復旧工事費が必要となったため予算を補正し対応するもの。			財源	財源名	金額	区分	金額		
						地方債	土木施設災害復旧事業	6,500	15 工事請負費	6,500		
(2)事業の必要性 公共土木施設の災害は、市民生活及び経済活動への影響が大きいため、被災施設を復旧する必要がある。			内容 復旧工事費 1箇所 6,500千円									
根拠法令												